

2 イラスト・写真・文章等についての権利（著作権）

1. 著作物とは？

著作権法では、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定めています。

著作物の定義

著作物とは	
思想や感情を	⇒単なる事実やデータは該当しない
創作的に	⇒個性がなくありふれたものや他人の模倣等は該当しない
表現したものであって、	⇒頭の中にあるアイデアそのものは該当しない
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に	⇒工業製品は該当しない
属するものをいう。	

著作物として保護されるためには、「思想又は感情」の「創作的な表現」であることが必要です。例えば、作者自身の「思想又は感情」を表現するために書かれた文章や絵等がこれに当たり、単なる事実やデータは保護の対象になりません。また、「創作的な表現」については、特別に芸術的である、又は内容が優れている必要はなく、著作者の個性が何らかの形で表れていればよいとされています。さらに、頭の中にあって外部に表現されていないアイデアそのものは保護の対象となりません。思想感情を話す、書く、創る等、外部に表現をする必要があるのです。

これに加えて、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」ものですから、実用品あるいは工業製品のようなものは著作物の対象ではないとされます。例えば、独特の形状をしたボトルのデザインは一種の創作的デザインといえますが、工業製品のデザインですから、著作物として保護する対象から除かれます。ちなみに、これらの実用品あるいは工業製品のデザインについては、意匠権や不正競争防止法による保護がなされます。

なお、著作権法には【表2.1】のような著作物の例示がされていますが、これらに限られません。

【表2.1】著作物の例示

言語の著作物	小説、脚本、論文、講演等
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌
舞踊文は無言劇の著作物	バレエ、日本舞踊、ダンス、パントマイムの振り付け等
美術の著作物	絵画、版画、彫刻等
建築の著作物	建物、塔、橋梁等
図形の著作物	観光地図、道路地図、設計図、地球儀、標本模型等
映画の著作物	劇場用映画、ビデオ等
写真の著作物	肖像写真、記録写真等
プログラムの著作物	OS、アプリケーションソフト、ゲームソフト等
データベースの著作物	情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するデータベース
二次的著作物	原著物の翻案（翻訳、編曲、変形、脚色、映画化等）物
編集著作物	百科事典、新聞、雑誌等の編集物